

公益社団法人伊勢原市シルバー人材センター事務費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人伊勢原市シルバー人材センター（以下「センター」という。）が、仕事の発注者より徴収する事務費又はセンター業務委託料（包括的契約による場合に限る。）に関し、必要な事項を定める。

(事務費又はセンター業務委託料の徴収)

第2条 事務費は、センターが取り扱う仕事の引き受けと、それを実際に会員への仕事の提供に要する諸経費等として仕事の見積り総額に含めるものとし、仕事が完了したつどセンターが徴収する。

2 センター業務委託料は、センターが、発注者と締結した包括的契約に基づき会員業務を実施する会員の選定等に要する諸経費等として仕事の見積り総額に含めるものとし、仕事が完了したつどセンターが徴収する。

(事務費の額)

第3条 事務費の額は、受注額（配分金に相当する見積り額）の5パーセントから20パーセントとし、理事会において定める。

(センター業務委託料の額)

第3条の2 センター業務委託料の額は、受注額（会員業務委託料に相当する見積り額）の5パーセントから20パーセントとし、理事会において定める。

2 理事長は、前項の規定により算出した額が、センター業務として受託した仕事の内容から、発注者と締結した包括的契約に基づき会員業務を実施する会員の選定等に要する諸経費等に充てる額として過不足が認められるなど相当の理由があるときは、前項の規定にかかわらずセンター業務委託料の額を決定することができる。この場合において、理事長は、決定したセンター業務委託料の額及びその決定理由を理事会に報告するものとする。

(事務費又はセンター業務委託料の用途)

第4条 事務費又はセンター業務委託料は、センターの事業を遂行するための経費に充てる。

(委任)

第5条 この規程に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

この規程は、平成9年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月13日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年11月1日から施行する。